

小笠原村高齢者在宅サービスセンター運営規程 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

平成12年 5月11日制定
令和 3年10月20日改正

（事業の目的）

第1条 小笠原村より委託を受け、社会福祉法人明老会が管理・運営する小笠原村高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態又は事業対象者）にある高齢者等に対し、適正な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、村、保健所、診療所、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）においては、利用者の要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態又は事業対象者）の軽減又は悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。また、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 6 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連

携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

- 7 前6項のほか、「小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例」(平成10年12月21日条例第28号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 小笠原村高齢者在宅サービスセンター
- 2 所在地 東京都小笠原村父島字奥村小笠原村地域福祉センター内

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、小笠原村父島、母島とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)管理者、地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)及び短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)生活相談員兼務)
管理者は、事業所の短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名(地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)及び短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)管理者、地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)生活相談員兼務)
生活相談員は、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の利用申込みにかかる調整、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- (3) 介護職員 4人以上(地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)介護職員兼務)
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)看護職員、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)機能訓練指導員兼務)
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上(地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)及び短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)看護職員兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(6) 栄養士 1名(地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)栄養士兼務)

栄養士は、栄養食事相談等の業務管理を行う。

(7) 調理員 4名以上(地域密着型通所介護(通所介護相当サービス)調理員兼務)

利用者の昼食等を調理する。

(8) 事務員 1名

事務員は、必要な事務を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く

2 営業時間 午前8時から午後5時15分

3 サービス提供日時 介護サービス計画書による

(利用定員)

第7条 事業所の定員は、1日2名とする。

2 居室数は、1室とする。

(利用資格)

第8条 本事業所の利用資格は、小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例(平成10年12月21日条例第28号)に基づくものとする。

(個別援助計画の作成)

第9条 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を作成する。

- 2 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の作成の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

（重要事項説明書の交付）

第10条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を開始するに当たっては、予め本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者及び代理人に対し、重要事項説明書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名を受けることとする。

（サービスの提供記録）

第11条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、その提供日・内容、当該短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）について、介護保険法第41条第6項または法第53条の規程により、利用者にかわって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

- 2 事業所は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関する記録を整備し、そのサービス提供が終了した日から2年間は保存しなければならない。

（サービスの提供方法及び内容）

第12条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 2 内容については、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（1）入浴

1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に疾病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

（2）排泄

利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。また、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

（3）食事

食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

（ア）食事の時間

朝食 午前 7時30分

昼食 午後 12時

夕食 午後 5時30分

(イ) 食事の置き置き

予め連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の置き置きをすることができる。

(ウ) 欠食

予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(4) 生活指導(相談・援助等)

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(5) 社会生活上の適宜の供与等

(ア) 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

(イ) 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(6) 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(7) 健康保持

看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(8) 送迎

利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。

(利用料等及び支払いの方法)

第13条 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)が法定受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、介護保険給付の限度額を超えたサービス利用については、全額が利用者負担となる。

2 食事の提供に要する費用については、朝食、昼食、夕食ともに1食390円を徴収する。

3 滞在に要する費用については、1日につき370円を徴収する。

- 4 その他、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 第2項及び第3項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規程により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第2項及び第3項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 8 利用料に変更があつた場合には、あらかじめ前項と同様に利用者またはその家族に対して文書で説明した上で、その内容及び支払いに関する同意を得る。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 9 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を翌月20日までに支払うものとする。

（居宅介護支援事業者等との連携等）

- 第14条 介護の提供にあつては、利用者にかかる居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 正当な理由なく短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を考案し、利用者に対して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供が困難と認められた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

（衛生管理及び従業者等の健康管理等）

- 第15条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に使用する備品等は、清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留

意するものとする。

2 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する

(3) 事業所において、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第16条 利用者が入浴等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

2 利用者は短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第17条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。また、利用者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

2 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を実施中に天災、その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

3 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者は、ケアコール等で利用者から緊急の対応要請があった時に、速やかに適切な対応を行うものとする。

4 利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の

提供により事故が発生した場合は、小笠原村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

5 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

6 利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第18条 事業所は、非常災害に備えるため、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火管理責任者：施設長

消火訓練：年2回

避難訓練：年2回

通報訓練：年1回

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第19条 利用者又は代理人は、提供したサービス等につき、苦情を申し出ることができる。管理者は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び代理人に説明するものとする。なお、苦情申立窓口は、第10条に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

（個人情報の保護）

第20条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その

結果について短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを小笠原村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止事項）

第 22 条 事業所は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に対する、身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

（地域との連携など）

第 23 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

（業務継続計画の策定等）

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業

務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 事業所は、全ての短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後2か月以内

(2)継続研修 年2回の内部研修

- 2 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人明老会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第26条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人明老会理事会の議決を得るものとする。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日に遡及し、適用する。

附 則

この運営規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和3年4月1日に遡及し、適用する。

